平成２９年（フ）第３５号
埼玉県所沢市大字久米1823番地の41
破産者　石垣くに子
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８６号
埼玉県入間市豊岡４丁目７番17号　アイビーフラット101、前住所埼玉県入間市向陽台１丁目１番地24　駅前プラザ16―506
破産者　ダンディテーラーこと　花房　憲男
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６７号
横浜市港南区上永谷１丁目27番４号、旧住所神奈川県横浜市港北区綱島台11番44号　レーベン石黒202
破産者　山田　惠美
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８号
川崎市幸区南加瀬４丁目21番60―204号　メゾンブランシュ日吉、前住所川崎市幸区南加瀬４丁目30番１号　サングリーン南　101
破産者　渡辺美津男
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
川崎市高津区梶ケ谷２丁目９番地10　さつきハイツ　201
破産者　富永　紀子
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
川崎市麻生区高石３丁目33番13号
破産者　當山　翔子
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
川崎市中原区上丸子天神町322番地　多摩ハイム　103
破産者　熊谷　達文
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１７号
神奈川県愛甲郡愛川町三増56番地１、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区並木４丁目22番30号　ハイツ淵野辺103
破産者　石井　利昇
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３７２号
静岡県浜松市中区北寺島町205番地の15
破産者　岡本　晃志
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５３２号
静岡県磐田市寺谷197番地１
破産者　伊藤　賢志
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１９４１号
名古屋市南区赤坪町247番地　ハイツ南102号
破産者　平田　滝男
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９号
埼玉県新座市新堀２丁目５番35号　シーゲルハウスＢ102号室
破産者　リフォーム＆リフォーム都こと　石原　武
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
京都府木津川市城山台７丁目43番地２　アムール城山台208号、前住所京都府木津川市加茂町河原樋用15番地
破産者　石崎　良子
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９６号
神戸市中央区下山手通７丁目15番５－1105号
破産者　平良　美香
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７７号
和歌山市小倉396番地27、前住所和歌山県紀の川市桃山町市場561番地９
破産者　加山マリ子（旧姓上平）
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３４６号
和歌山市野崎62番地１　ピュアネス野崎、前住所和歌山市西庄982番地３　綿林メリヤスアパート
破産者　辻本　照子
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０号
岡山県井原市大江町3671番地１
破産者　寺岡　　明
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
岡山県井原市大江町3671番地１
破産者　寺岡ユキ子
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係